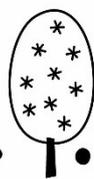
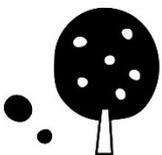




令和 6 年度

つるぎ町 保育所入所案内

つるぎ町 福祉課





保育所とは

保育所は、保護者のみなさんが、就労や疾病、ご家族の介護や看護などの理由により、お子さんを保育できないような状態にあるとき、お子さんをお預かりし、保護者に代わって保育（養護と教育）を行う児童福祉施設です。

※「社会生活や集団生活を経験させたい」「下の子の保育に手がかかる」

「友達をつくらせたい」等の理由で、入所することはできません。

保育所の利用の流れ

1. つるぎ町に「教育・保育の必要性」の認定申請と利用希望の申込みを行う。

※ 「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」（入所申込書）

（12月上旬～12月下旬 ※当初受付）



2. 教育・保育給付認定審査・利用調整（利用希望・保育の必要性の高さ（優先度）などを考慮して、利用先を決定します。）



3. つるぎ町から「教育・保育給付認定決定通知書・入所承諾書」が交付されます。

（2月下旬～3月上旬発送予定。別途ご利用の保育所から説明会等のご案内があります）



4. 利用開始（4月～保育所入所）

5. 現況届の提出（8月頃別途案内予定）

6. 9月からの利用料決定（9月頃別途通知）

※当初受付期間後の申請の場合は、定員に余裕がある場合にのみ入所できます。



※申込時以降に保育の事由（就労時間の変更、転職、退職、出産等）、転居等記載事項に変更があった場合は、福祉課まで変更届の提出をお願いします。（マイナンバーと本人確認書類、証明等が必要です。）

子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定について

平成27年度から施設（保育所・幼稚園）の利用を希望する保護者の方に、次のような3つの認定区分に応じて、施設等の利用のために認定を受けていただいています。

区分	内容	対象年齢	条件	施設
1号認定	満3歳以上・教育認定	満4歳・5歳	「教育」を希望される場合	幼稚園
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳	「保育の必要な事由」に該当する場合	保育所
3号認定	満3歳未満・保育認定	0歳～2歳		

(1) 募集する保育所

保育所	住所	利用定員			対象児	電話番号
		0歳児	1、2歳児	3歳児		
半田保育所	半田字田井487-2	9名	22名	19名	6ヶ月～3歳児	☎64-3607
貞光保育所	貞光字西山148-1	9名	30名	21名	6ヶ月～3歳児	☎62-2179

お申し込み・お問い合わせ先：つるぎ町役場 福祉課 ☎ 62-3116

※ 次のような場合には、希望している保育所へ入所できないことがあります。

- ・希望者が多数いるため、定員や職員等に余裕がない場合（第2希望の保育所に決定する場合があります。）
- ・申込内容に虚偽があった場合

(2) 施設（保育所）入所の認定要件（基準）及び利用時間

①保育の必要性の認定基準（2号・3号）

- ・保護者、児童ともにつるぎ町に住民票がある。
- ・保育所で保育を受けることができる児童は、保護者・同居の親族が保育の必要な事由に該当し、児童を保育することができないと認められる場合に限りです。（※親族、その他の者が児童を保育することが出来る場合、その優先度を調整します。）

注：保育の必要性の有無、必要量の認定により保育料が変わってきますので、就労等の状況に変更があった場合は早急に届け出てください。

注：年度途中でも保育の必要な事由に該当しなくなったら退所となります。

②施設（保育所）の利用時間

保育の必要な事由や必要量に応じて保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）に分けられ、最大時間を超える保育を利用すると延長保育となります。

（ア）保育標準時間：1日11時間まで（就労時間 1ヶ月120時間以上）

7:30	8:30	17:15	18:30	19:00
早朝あすかり	原則的な保育時間（8:30～17:15）		夕方あすかり	時間外保育 （保育料有）

※早朝あすかり、夕方あすかりについては保育所に別途申込みが必要です。

（イ）保育短時間：1日8時間まで（就労時間 1ヶ月48時間～120時間）

7:30	8:30	16:30	17:30
時間外保育 （保育料有）	原則的な保育時間（8:30～16:30）		時間外保育 （保育料有）

※時間外保育は、朝か夕方のどちらかの利用となります。

時間外料金 30分：100円／1時間：200円

③保育の必要性の優先度（選考方法）

国が示している次の保育の必要性が高いと考えられる事由に該当する子どもが優先的に保育を利用できるよう、調整します。また、施設の空き状況により、希望する施設に入所ができない場合があります。

- （ア）ひとり親家庭
- （イ）生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合に限る）
- （ウ）主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- （エ）虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- （オ）子どもが障害を有する場合
- （カ）育児休業が終了する場合
- （キ）兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望される場合
- （ク）小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

(3) 施設（保育所）入所承諾について

2号認定・3号認定

保育所の認定要件を基に、みなさんの家庭事情を考慮し、また必要に応じて実態調査をしたうえで「保育の必要性」を総合的に判断します。施設利用承諾後、入所説明会を受けさせていただきますが、次のことについてあらかじめご承知ください。

(ア) はじめて保育所を利用する場合

慣らし保育 …… 集団生活に慣れるまでに一定期間要するのが通例で、その期間は約1ヶ月程度です。8時30分以降の預かりとなります。

時間の目安	1週目	8:30	～	10:30
	2週目	//	～	12:00 (給食あり)
	3週目	//	～	15:00 (給食あり)
	4週目	通常保育		

(イ) 家庭状況、就労状況の変更

家庭の状況（住所・氏名・世帯構成・勤務先・就労時間・産休・育休等）が変わった時は速やかに給付認定変更申請及び届出事項変更届を役場福祉課へ提出してください。

（マイナンバーの記入や、就労証明書等の提出が必要な場合があります。）

(ウ) 施設（保育所）の退所

年度途中で退所する場合は、退所しようとする日の10日前までに退所届を役場福祉課へ提出してください。

(エ) 他市町村からの入所

つるぎ町への広域利用ご希望の方は、居住地の保育所担当窓口へご相談ください。ただし、入所についてはつるぎ町内に在住の方を優先させていただきます。



～土曜日の保育について～

労働基準法により、1週間の就労時間は40時間とされています。そのため町内の保育所では保育に支障を来さないよう十分配慮しながら、職員が交代で勤務する体制をとっています。

保護者の皆さまにおかれましては、ご両親のどちらか、もしくはご両親にかわる大人が家庭におられる等、土曜日に家庭で保育できるご家庭につきましては、お子さまとのふれあいをより一層深めるためにも、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。



(4) 施設利用(保育所)に必要な提出書類

①教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書

※「記入例」と「記入上の注意」をよく読み参考にしてください。

- (ア) 申請書は入所を希望する児童1人に1枚を使用し、ボールペンで記入してください。
- (イ) 「世帯の状況」の欄は同居する家族全員を記入してください。欄が足りない場合は別の用紙を添付してください。
- (ウ) 「保育の利用を必要とする理由」の欄は、②保育を必要としている事由を証明する書類について(5~6ページ)をよく読み、保育を必要とする理由に☑してください。
- (エ) 入所児童及びその他の世帯員の学年については、令和6年4月1日現在(来年度の学年)で記入してください。
- (オ) 世帯全員のマイナンバーの記載が必要です。また記載内容確認のため、窓口に来られる方はご自身の本人確認書類と申込者のマイナンバーを持ってお越しください。(別世帯の方の場合は委任状が必要です。)

②保育を必要としている事由を証明する書類

保育所での保育は、就労・出産・介護等により家庭で保育出来ない児童を対象としています。そのため、保育所のご利用にあたり、児童の父母または扶養義務者の保育を必要とする証明書類を申請書と併せて提出してください。

- ※ 証明する書類で入所に係る優先順位を決めますので、必ずご提出ください。
- ※ 同じ住所の場合や同一敷地に住んでいる場合、世帯を分けていても同居扱いとしています。

保育を必要としている状況と必要な書類一覧

必要理由	父母及び扶養義務者の状況	内 容	保育時間の区別	必 要 書 類	様式
就 労	雇用されている方(内職含む)	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内就労など、基本的に全ての就労	月48時間以上就労していることが必要で、月120時間以上の場合は保育標準時間、月120時間未満の場合は保育短時間	就労証明書	様式1
	自営業、農業に従事されている方			① 就労証明書 ② 就労していることが確認できる書類 (確定申告書・契約書・営業届の写し等)	
妊娠・出産	出産を控えている場合	母親が出産の前(産前6週間・産後8週間)の場合	保育標準時間	母子手帳の写等(予定日が確認できるもの)	様式3 【2】
疾病・障がい	通院・入院している場合	保護者が病気の場合	保育標準時間	通院(入院)が確認できるもの 領収書等(特定疾患の受給者証の写でも可)	様式4 【1】

疾病・障がい	障がいがあり保育できない場合	保護者の心身に障がいがある場合	保育標準時間	療育手帳 (障害者手帳・精神保健福祉手帳の場合はマイナンバー情報連携により不要)	様式4 【1】
介護・看護	家族の介護にあたる場合	同居の家族が、長期間の病気や心身に障がいがあるため、保護者がいつもその看護にあっている場合	保育の必要な事由の時間に依りて保育標準時間と保育短時間 (要相談)	介護される方の通院(入院)証明書または介護保険証(認定済)等の写 (障害者手帳の場合はマイナンバー情報連携により不要)	様式4 【2】
災害復旧	災害に見舞われた場合	火災、風水害、震災等で家屋を損失・破損したためその復旧にあっており、児童の保育ができない場合	保育標準時間	被災証明書	様式4 【4】
求職活動	求職中の場合	就労予定、起業準備を含む	保育短時間 ※最大90日	ハローワーク登録証の写	様式3 【1】
就学	学生の場合	学校に就学している場合(職業訓練校等における職業訓練含む)	保育の必要な事由の時間に依りて保育標準時間と保育短時間	学生証の写または在学を証明できる書類 職業訓練を受けることを証する書類	様式4 【3】
育児休業取得中	育児休業取得中で保育利用中の子どもがいる場合	育児休業取得中に、既に保育を利用している児童の継続利用が必要な場合	保育短時間	就労証明書に育児休業期間の証明	様式1
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合		保育標準時間	書類は必要ありませんが、申請時に相談機関等をお聞きします。	様式4 【4】
その他	上記に類する状態にあると町長が認めた場合		保育の必要な事由の時間に依りて	状況に応じて必要な書類	

※ 上記のどれにも該当しない場合、または判断できない場合は、窓口でお尋ねください。

注：入所基準に該当し、そのうえ児童に心身の障がいがあると思われる場合、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込時にお申し出ください。

注：求職活動の場合、最大90日以内に就労証明書を提出されますと入所継続可能です。

給付と利用者負担（保育料）について

教育・保育を提供するために必要な経費の一部を国・町が負担し、「施設型給付」として直接つるぎ町の保育所の運営費用に充てています。（法定代理受領）

施設型給付額は、国が定める基準により算定した費用の額（公定価格）から利用者負担保育料を控除した額となります。令和4年度のつるぎ町の公定価格は次の表のとおりでした。これ以外にも保育所の運営費用や保育料の軽減に電源立地地域対策交付金や県費・町費が使われています。

《1人あたり公定価格》（月額）

○半田保育所

	標準時間	短時間
0歳児	188,340円	179,190円
1、2歳児	121,290円	112,140円
3歳児	66,280円	57,130円

○貞光保育所

	標準時間	短時間月額
0歳児	181,000円	173,370円
1、2歳児	113,950円	106,320円
3歳児	58,940円	51,310円

※3歳児のうち副食費免除対象者には4,500円を加算。令和4年度は前期・後期同額。

(5) 保育料（保護者利用負担額）について

・3号認定（0～2歳児クラス）の場合

父母の市町村民税所得割額の合算により決定します。（ただし、祖父母等が生計の中心となっている場合には、その方の所得割額を合算する場合があります。）

・2号認定（3歳児クラス）の場合

無償化により全員の保育料が無料ですが、副食費免除対象者の判別をするために、3号認定同様、父母の市町村民税所得割額の合算により所得階層を判定させていただきます。

4月から8月までの保育料

令和5年度の町民税額

↑ 令和4年中の所得に対する課税

9月から3月までの保育料

令和6年度の町民税額

↑ 令和5年中の所得に対する課税

令和6年					令和7年						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の町民税(住民税)額で算定					令和6年度の町民税(住民税)額で算定						

注：令和5年1月1日につるぎ町に住民票が無い場合、その時点での住所をお伺いすることがあります。保育料算定のためマイナンバーを利用した情報連携によって当該住所地に父母の所得情報を照会させていただきます。

注：保育料決定の児童の年齢区分は、令和6年4月1日現在の満年齢で決定します。年度内の変更はありません。

注：保育料の算定は「令和6年度つるぎ町保育料徴収金基準額表」のとおりです。ただし、国基準額の変更等に伴い改正する場合があります。

注：保育料は毎月25日に金融機関からの引落としとなります。引落としの手続きと、毎月事前に残高の確認をお願いします。長期に渡り引落としができない場合や、現金でお納めいただけない場合は、延滞金が課されることとなります。また、児童手当からの特別徴収となることもありますのでご注意ください。

令和6年度 つるぎ町保育料徴収金基準額表

階 層 区 分		利用者負担額（月額）	
		3歳未満児（3号認定）	
		下段（ ）はひとり親世帯等の利用者負担額 単位（円）	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯 又は里親である世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	16,000 (7,500)	15,700 (7,350)
第4階層	所得割課税額 97,000円 未満	77,101円 未満	26,000 (9,000)
		77,101円 以上	26,000 (9,000)
第5階層	所得割課税額 169,000円未満	42,000	41,200
第6階層	所得割課税額 301,000円未満	51,000	50,100
第7階層	所得割課税額 301,000円以上	55,000	54,000

※所得割課税額は、住宅借入（取得）金等特別控除、配当割除額控除、株式等譲渡所得割除額控除、配当控除、外国税割除額控除、寄附金控除前の税額で計算します。

※年度の途中で就労等の状況に変更があった場合は早急に届け出てください。

※各種要件の年齢は、当年の4月1日時点で決定します。

※3歳児（2号認定）は無償化により、所得階層にかかわらず全員の保育料が無料です。

(6) 保育料の軽減について

令和元年10月から幼児教育・保育無償化事業が本格的に実施され、保育料が無料となる対象者が拡大されました。

保育料の減額及び減免について（3号認定の場合）

(ア) ひとり親世帯等に該当する場合

「ひとり親世帯等」とは、次に該当される世帯をいいます。条件に該当し、必要書類を提出された世帯については、保育料が基準額表の下段（ ）内の額のように減額又は減免されます。

ひとり親世帯等の条件及び必要書類	
○母子・父子世帯等 ※別居又は離婚調停中である場合を除く	マイナンバーの提供 ⇒（児童扶養手当を受けられていない場合のみ、戸籍謄本など）
○在宅障害者(児)を有する世帯 身体障害者手帳の交付を受けた者	⇒ マイナンバーの提供
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	⇒ マイナンバーの提供
特別児童扶養手当の支給対象児	⇒ マイナンバーの提供
療育手帳の交付を受けた者	⇒ 療育手帳の写し
国民年金の障害基礎年金等の受給者	⇒ マイナンバーの提供
○その他の世帯 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯	

(イ) 多子世帯に該当する場合（年齢制限無し）

市町村民税所得割合算額	内容
57,700円未満の世帯	第2子 ⇒ 半額 第3子以降 ⇒ 0円
77,101円未満のひとり親世帯等	第2子以降 ⇒ 0円

※多子計算の算定対象になるには生計同一であるなどの条件があります。

(ウ) 同一世帯から2人以上の就学前児童が幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所、児童心理治療施設若しくは認定こども園、特例保育、企業主導型保育、家庭的保育事業等、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合

就学前児童から数えて	第2子 ⇒ 半額 第3子以降 ⇒ 0円
------------	------------------------

(エ) 同一世帯に養育している18歳未満の児童が3人以上いる場合

18歳未満の児童から数えて	第3子以降 ⇒ 0円
---------------	------------

(4/1の 年齢)	保育所				幼稚園		小学校		
	0歳	1歳	2歳	3歳	年少	年長	1年	2年	…
					4歳	5歳	6歳	7歳	…
	3号			2号	1号				
	住民税非課税世帯→無料 小学校就学前から数えて第2子→半額 18歳未満から数えて第3子以降→無料				全員無料				

※2号・3号(保育所)の給食費は無料ですが、保護者会費・絵本代等は実費負担となります。



保育の利用について

保育料以外にも、お子さんの保育に別途必要な経費を実費徴収させていただくことがあります。その他、保育の利用に必要なものや具体的なご利用案内につきましては、別途保育所からご案内がありますので、ご協力をお願いいたします。

保育の提供につきまして、保育所では最大11時間又は8時間（延長を除く）の保育を提供していますが、すべてのお子様にも最大時間の保育を提供するものではなく、各ご家庭の「保育が必要な時間」に保育を提供するものです。認定を受けた保育時間内であっても、保護者のお仕事が終わった場合にはお早めにお迎えにきていただくなど、ご家庭の状況や就労時間に応じた利用をお願いします。

その他、お気づきの点がありましたら、福祉課や保育所へご相談ください。



保育所入所提出書類 チェックリスト

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書

裏面に保護者の署名が必要です。

(入所児一人につき1部ずつ提出してください。就労証明書等の添付書類は1部でも構いません)

☆窓口へ来られる方は本人確認書類をご持参ください。

保育を必要とする理由を証明する書類

保育を必要とする理由	保護者等の状況	必要書類	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者	・就労証明書		
	自営業・農業 (個人事業主の方など)	① 就労証明書 ② 就労していることが確認できる書類 (確定申告書・契約書・営業届の写し等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	出産前6週 ～出産後8週	① 申立書(様式3) ② 母子手帳の写し(予定日記載のもの)	/	<input type="checkbox"/>
疾病・障がい	通院・入院している場合、障害がある場合等で保育できない場合	① 申立書(様式4) ② 医師の診断書・障害者手帳、療育手帳または精神障害者手帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護	家族の介護にあたる場合	① 申立書(様式4) ② 医師の診断書または介護保険証(認定済み)等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	学生・職業訓練中	① 申立書(様式4) ② 在学証明書または学生証の写し等 職業訓練を受けることを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	求職活動中	① 申立書(様式3) ② 求職活動の状況が確認できる書類(ハローワークカードなど)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	災害に見舞われた場合	① 申立書(様式4) ② 被災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
育休取得中	出産認定前からの保育利用の継続が必要な場合	・就労証明書(復帰後、変更届と再度就労証明書が必要です)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	・申請時に相談機関等をお聞きます。 ・その他書類をいただくことがあります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他上記に類する状態にあると町長が認めた場合		・状況に応じて必要な書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※マイナンバー情報連携により省略できる書類については6pをご確認ください。

つるぎ町福祉課 ☎0883-62-3116
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3